#### ● 東日本大震災

いのち くらし

# 生命と生活を守る地域復興イメージ図

東日本大震災では、海岸堤防を越流した津波が農地や農村集落にまで遡上し、広い範囲が甚大な被害を受けています。このように堤防やかんがい施設、農地にとどまらず生活の基盤である集落まで大きな支障が出ていることを考えると、個別施設の復旧と地域全体の将来の振興につながる復興を考える必要があります。広域的な地域の復興を進めるために、復旧する施設や集落デザインの基本的な考え方を示します。

#### [基本目標]

- 1. 生命と生活を守る地域復興であること(農業と漁業の共生)
- 2. 地域全体で津波に対する安全を確保すること
- 3. 将来の地域振興につながる復興であること

#### [基本的な考え方]

- 1. 堤防を津波がある程度越流することを許容
- 2. 被災しなかった高台や同等の安全地帯に住居を移転
- 3. 農地や林地などの面構造物に津波減勢効果を見込む
- 4. 堤防・樋門・道路等により津波遡上を防護
- 5. 避難が迅速に行われるよう農道や集落道路を配置

独立行政法人 農研機構 農村工学研究所 復興支援プロジェクトチーム

#### 参考資料2 取扱注意

### |委員・オブザーバー限り

### ● 2つの具体的な考え方とイメージ図の例

- 1. 農業と漁業による生産活動が地域振興の土台
- 2. 地域全体が安全で、将来の振興につながる町構想

#### ★減災農地活用型 <農地や林地を利用したタイプ>

前提条件:被災地域の周辺に集落移転が可能な高台がある場合

#### ■津波対策に関して

- ・海岸場防は高潮を想定する津波対策とする
- ・堤防後背部の農地を利用して面構造物で津波を減勢する
  - = 防潮堤を越流した場合は後背地の減災農地(階段式圃場)で減勢する
- ・農道や耕作道路などにり津波を防護する

#### ■居住地等に関して

- ・現在の集落に近い位置で高台に移転する
- ・住宅の移転に当たっては、集落単位を原則とする
- ・生活関連施設や業務施設・公共施設等は上位部に配置する標高 20m 以上が安全圏と仮定して生命の維持と生活の安全性を確保するために、標高 20m 付近に自治体幹線道を建設し、居住地と関連する公共施設を配置する

#### ■道路に関して

- ・被災時でも確実に集落間の連絡が可能となる標高に道路を確保することで、孤立化(陸の孤島になること)を防ぐ。(標高20mと仮定した)
  - = 20m 付近に自治体幹線道を建設

#### ★津波堤防改良型 〈陸域の2線堤等による防護を利用するタイプ〉

前提条件:被災地域の周辺に高台がなく、奥の陸域に移転が可能な場合

#### ■津波対策に関して

- ・海岸堤防は高潮対策を想定する津波対策とする
- ・陸域堤防を設けて津波防護対策とする
  - = 防潮堤を越流した場合は陸域堤防で防護する

#### ■居住地等に関して

- ・陸域堤防の川上部(上位部)に移転する
- ・住宅の移転に当たっては、集落単位を原則とする

#### ■道路に関して

・被災時でも確実に集落間の連絡が可能となる標高に道路を確保する = 20m付近に自治体幹線道を建設

#### ■その他の土地利用に関して

・沿岸部の安全性は避難タワー等を設置することで生命の安全性を確保

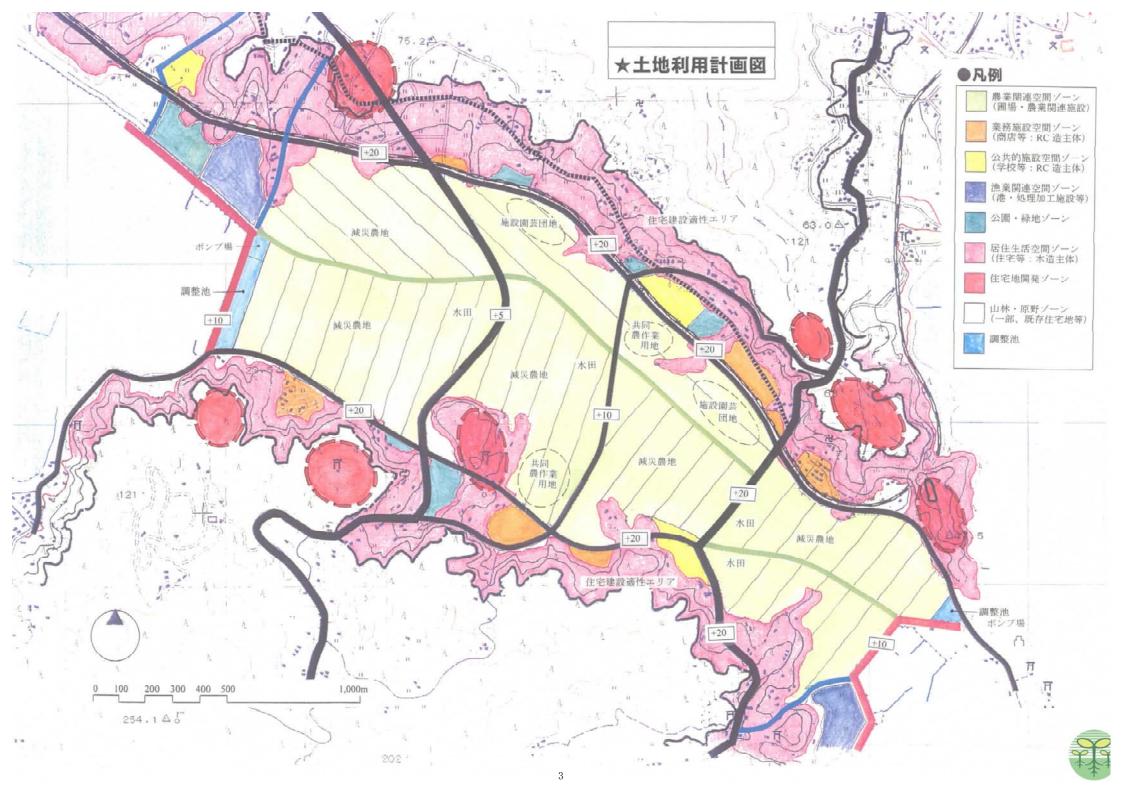
#### 第3回専門委員会限り

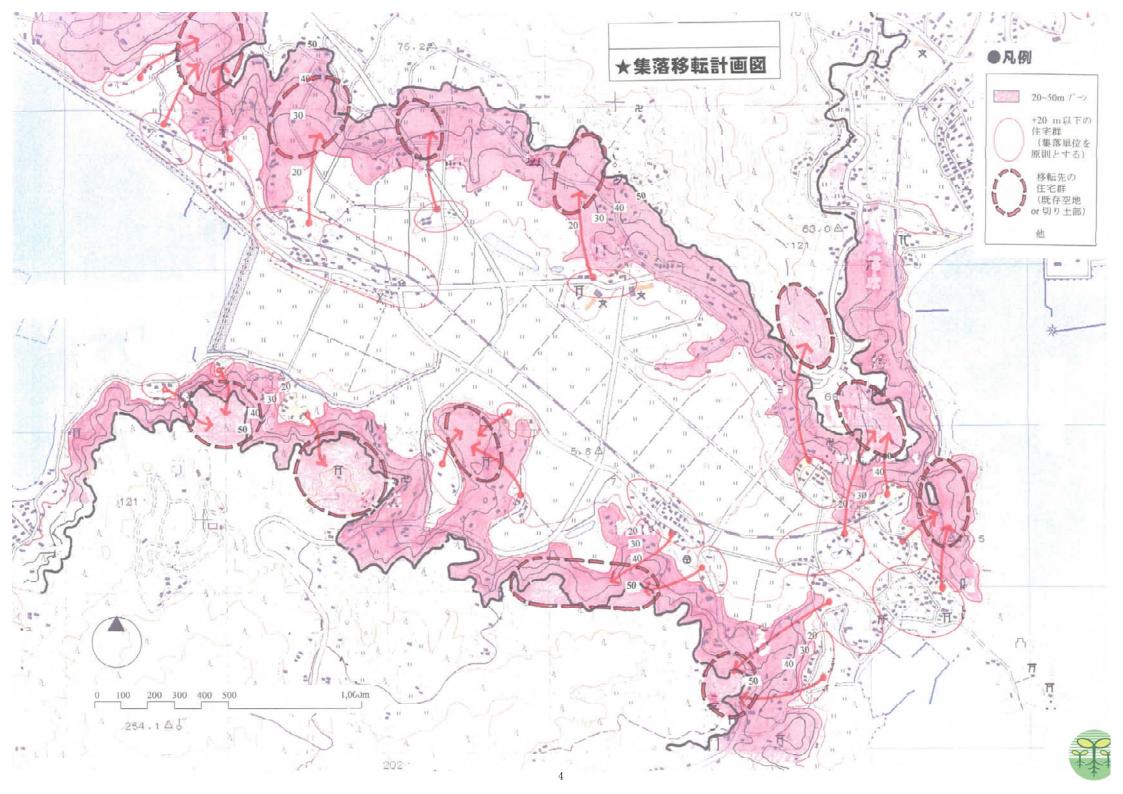
● 東日本大震災

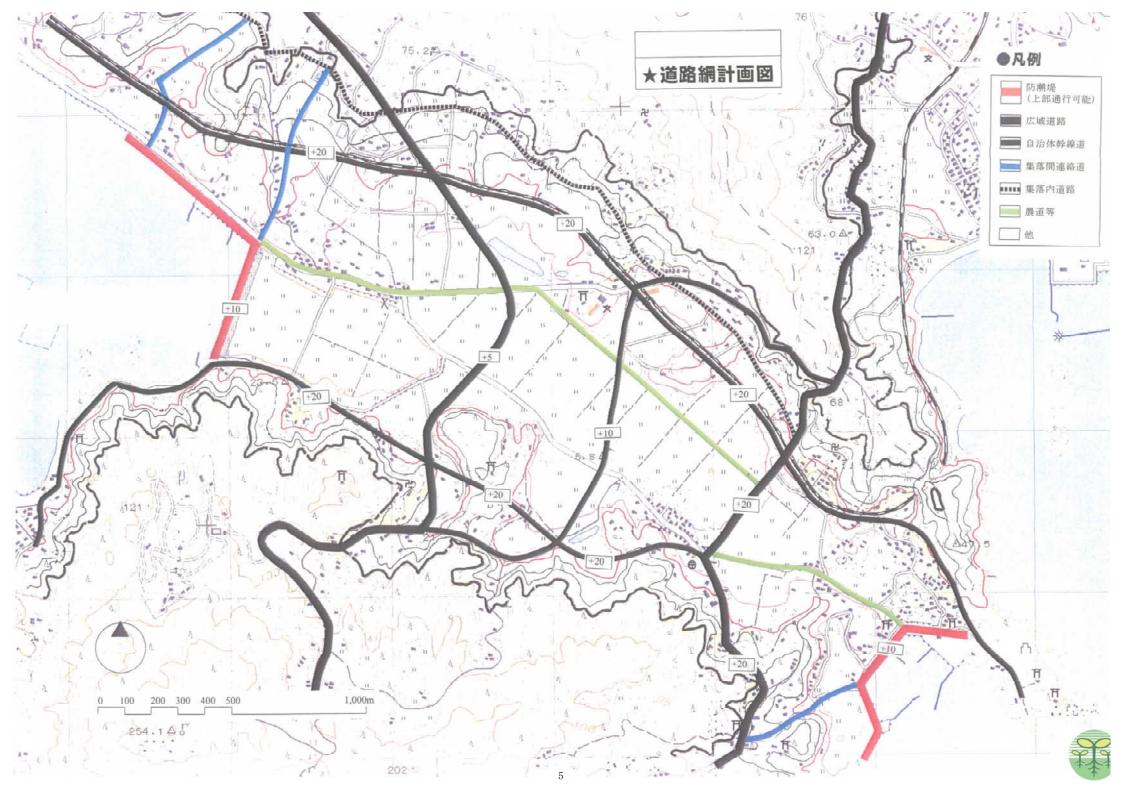
## 参考資料

- I. 断面イメージ図
- ① 海岸~農地~居住地
- ② 港湾・漁港~農地
- Ⅱ.居住地選択プロセス

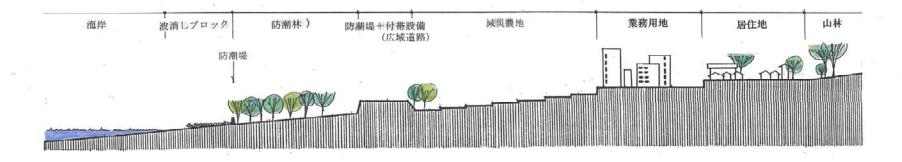
独立行政法人 農研機構 農村工学研究所 復興支援プロジェクトチーム



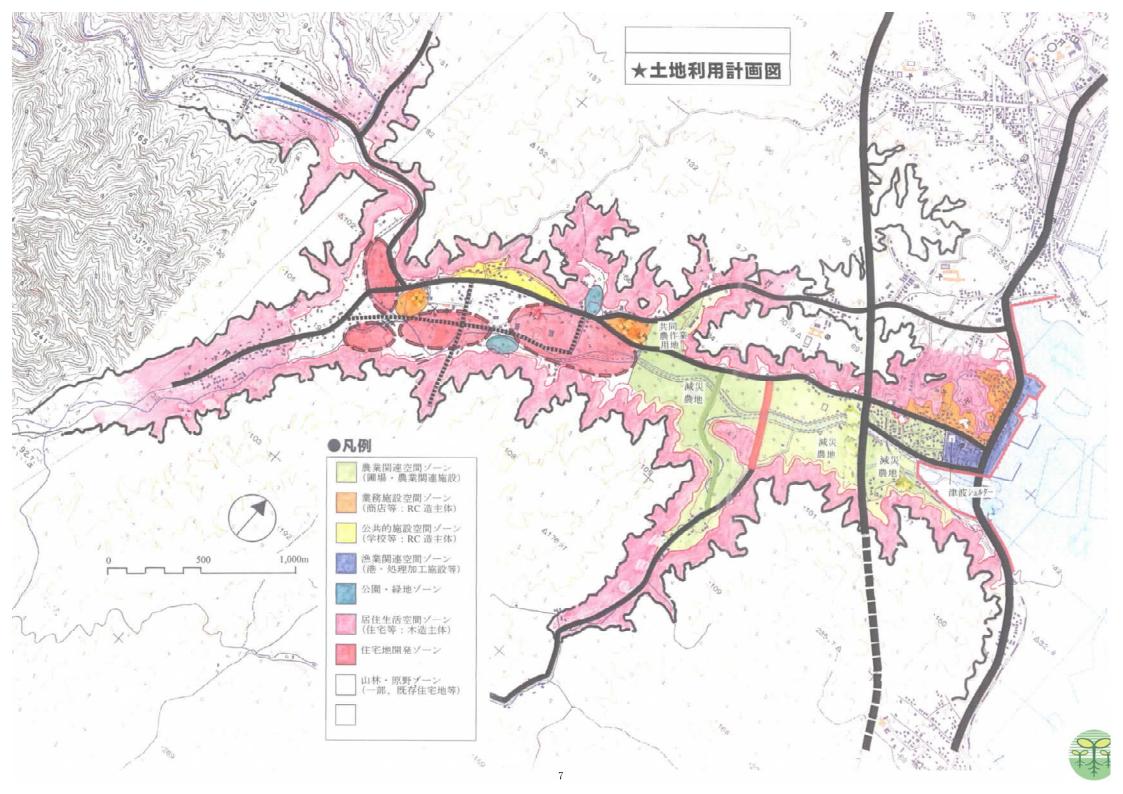


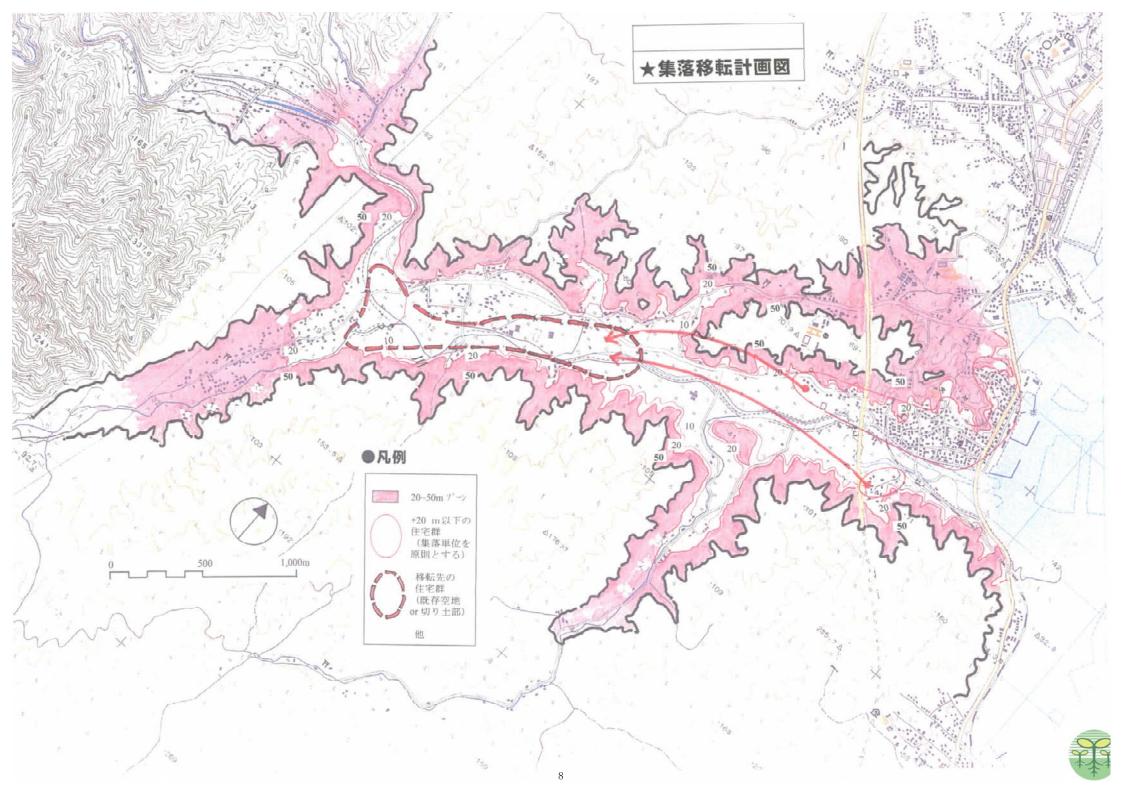


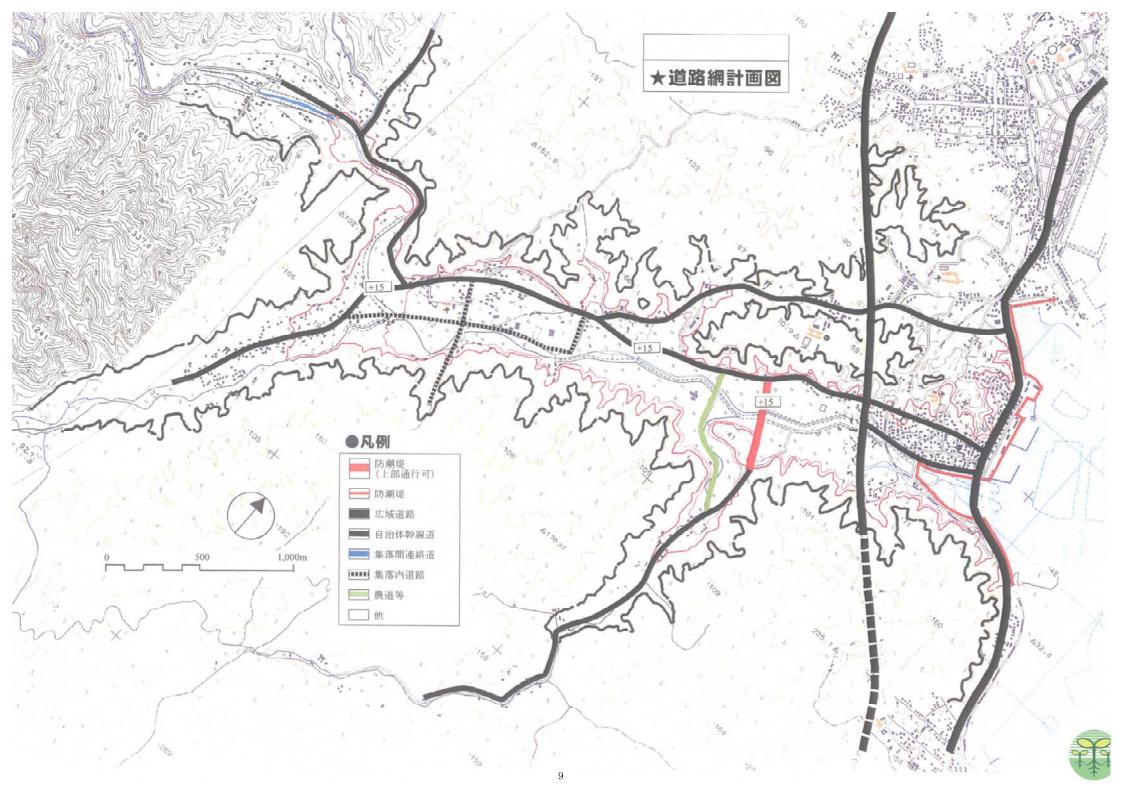
## ①海岸~農地~居住地





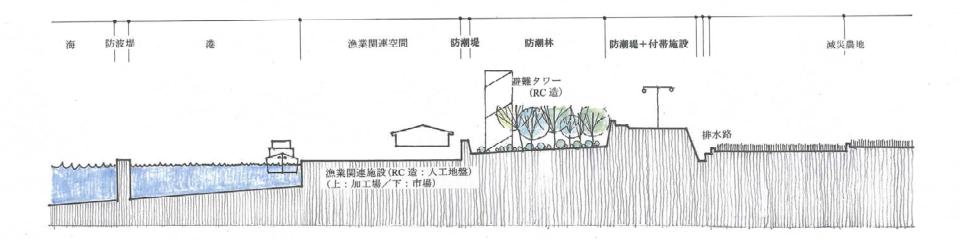


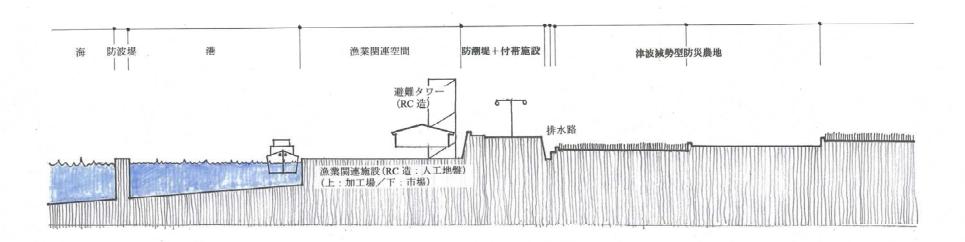




## ②港湾・漁港~農地

\*居住地までは①参照







### ★居住地選択プロセス

